

【件名】

【日本公認心理師協会発行】「JACPP メールマガジン」 No.2 (2019年9月24日号)

【本文】

必要なときに、受けたい場所で、適切な心理支援が受けられる社会へ！

一般社団法人

日本公認心理師協会

会員の皆さまへ、「JACPP メールマガジン」 No.2 をお送りします。

No.1 創刊号～2 は、当協会ホームページでも閲覧いただけます。

<https://www.jacpp.or.jp/>

※URL が改行されてしまう場合は、URL を繋げてからアクセスしてください。

◇—————◇

[1]協会からのお知らせ

◇—————◇

● 「第2回ストレスチェック実施者研修会」の申し込み受付を開始しました。

<https://www.jacpp.or.jp/training/>

● 当協会ホームページ「入会申込ページ」から入会申込を受け付けています。

<https://www.jacpp.or.jp/join.html>

お近くに未入会の方がおられましたら、ご案内ください。

● (参考)「公認心理師」のハローワーク求人

<https://www.hellowork.careers/%E6%B1%82%E4%BA%BA?q=%E5%85%AC%E8%AA%8D%E5%BF%83%E7%90%86%E5%B8%AB&l=>

◇—————◇

[2] 公認心理師に関する制度・施策の動き

◇—————◇

●保健医療分野：平成 30 年 4 月以降、原則として診療報酬上評価する心理職の範囲を公認心理師に統一。病院（診療報酬（施設基準）、がん診療連携拠点病院・小児がん拠点病院の要件に記載）など。

●福祉分野：児童相談所運営要領に、児童心理司として公認心理師が記載された。障害福祉サービス等報酬上、公認心理師に記載が統一され、新規の報酬加算なども追加された。児童相談所長や児童福祉司になれる要件にあらたに公認心理師が追加された。

●教育分野：スクールカウンセラーの任用対象のトップに公認心理師が記載された。

●司法・犯罪分野：国家公務員等としての採用は大学卒であるが、少年鑑別所・刑事施設、裁判所職員研修所が受験資格を認められる実務経験施設に認定されている。また、ギャンブル依存に対応する人材の育成対象に公認心理師が挙げられている。

●産業・労働分野：これまで国家資格者のみとされていたストレスチェック実施者研修の受講資格に公認心理師が追加された。

（以上、2019 年 6 月 20 日厚生労働省公認心理師制度推進室資料より一部改変）



[3] 国の動向等



●文部科学省：学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（05/09）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm

●文部科学省：ギャンブル等依存症指導参考資料について(平成 31 年 4 月)

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1415166.htm

●厚生労働省：「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」バージョンアッププログラム（Ver.3.2）を公開（03/25）

<https://stresscheck.mhlw.go.jp/news.html#20190325>

—メールマガ配信について—

●本メールマガジンは、「会員登録情報」に基づき、配信しています。

